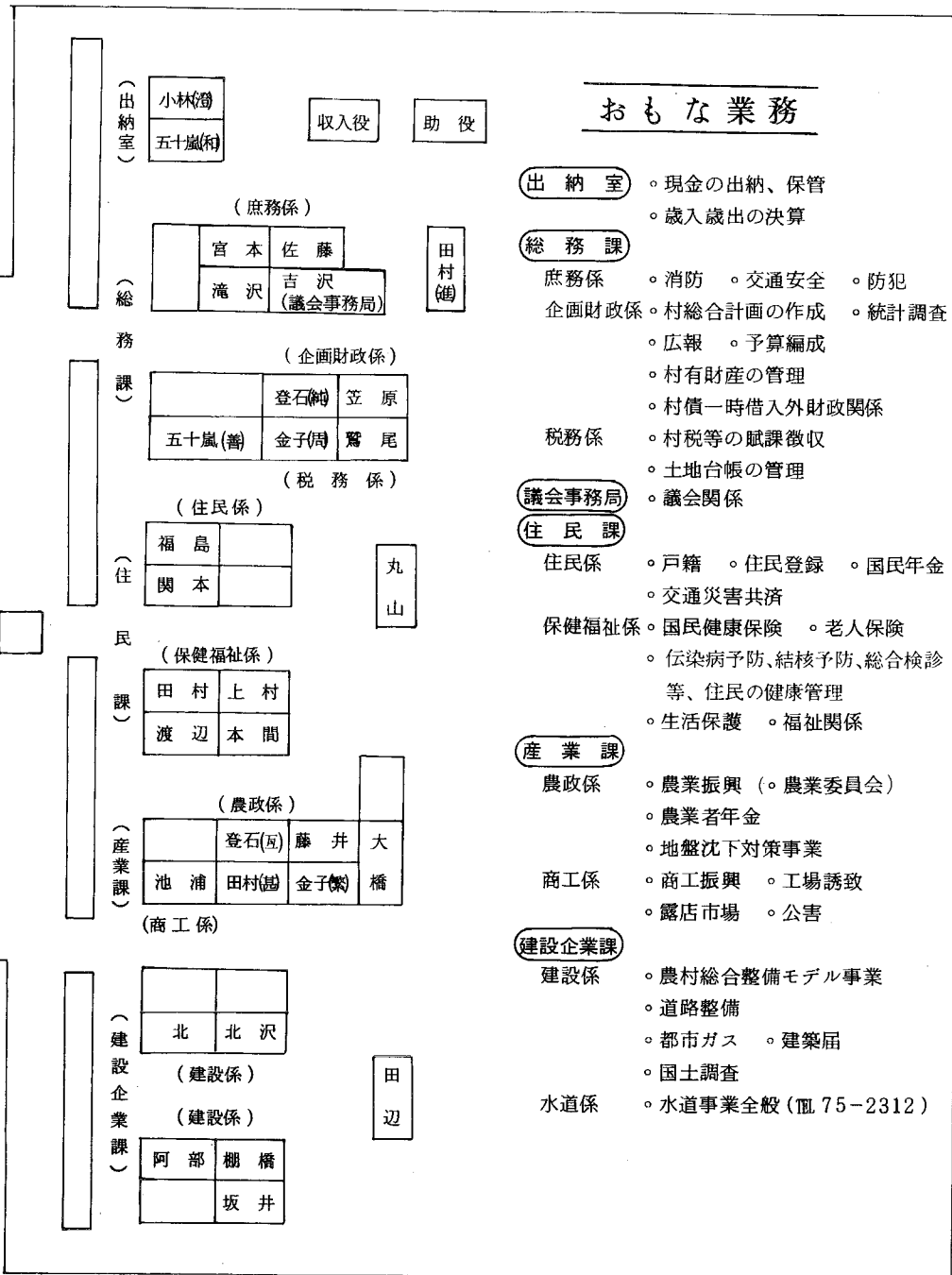


役場の機構がかわりました

4月1日より業務分担の一部が改正になり、各課の業務と机の配置が次のように変わりましたので、役場へ用務に来る際の参考にして下さい。



教育委員会は、役場隣、就業改善センター内にあります。

昭和58年度 国民健康保険特別会計予算

|| 総額 二億六百万円 ||

昭和58年度

老人保健特別会計予算

|| 総額 一億六千六百万円 ||

国保会計は被保険者が、お医者さんにかかる医療費を推定計算し、予算を立てるもので、本年度の総予算額は、二億六千万円で老人保健法などの関連で前年対比十八・二パーセントの減額になります。皆さんからおさめて頂く国民健康保険税では当初予算前年対比七・一パーセントの減額が推定されます。

重病にならないうちに体のぐあいが悪い時は早めにお医者さんから見てもらい、医師の指示に従い、医療費の節減に協力下さい。保険税の軽減につながることも健康な生活がおくられる基本と考えます。



療費対策は、本来は保健事業と一体となすもので、レセプト点検による訪問指導、健康管理など、壮年期からの健康づくりをはじめ、医療、リハビリに至るまでの事業です。

老人保健特別会計は、本年二月にスタートした老人保健法による事業のうち、七十歳以上の方の医療費を支払うために設けたものですが、本年度の予算総額は一億六千五百八十四万四千円です。

その他六千円となっております。

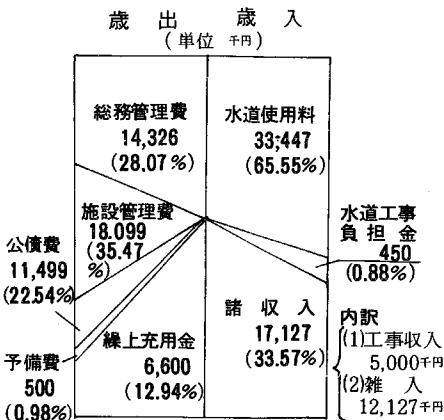
歳出では医療諸費が一億六千五百八十三万八千円、諸支出金が六千円となっております。

昭和58年度

簡易水道特別会計予算

|| 総額 五千二百二万円 ||

予算のあらまし(簡易水道特別会計)



本年度簡易水道特別会計予算の総額は五千二百二万四千円対前年比三〇・六％で一億一千五百九十万二千の大巾な減少であります。

これは昨年度は第一次拡張工事業が計上されておられ、本年度は通常年度の維持費を計上しているためです。

以下は本会計予算のあらましです。特に諸収入の雑入で一千二百二十七千円を計上しているのは、前年度繰上充用金六百六十万円を含む歳入不足分です。これは当初拡張事業計画時に立った財政計画に基づくものであります。

歳入金額の内訳は、支払基金交付金(保険給付額七割分)が一億一千六百二十万三千円、国の負担金三千三百八十九千円(医療費支給総額の二割)、県負担金八百二十七万三千円(医療費支給総額の0.05)、村からの繰入金八百二十七万三千円(同0.05)、

医療にかかる経費は年々増加しています。この医療費の軽減を図ることは簡単なことではありませんが、各位が日ごろの健康管理に十分気を付けていただき、重病にならないことが何よりも大切なことではないかと思っております。

説明しましたとおり、従来、自己負担分(三割)を支給していたものが、医療費全額(十割)を支給することとなりました。そのため、大きな額となっております。

諸支出金は償還金、還付金等があります。

以上が昭和五十八年度老人保健特別会計の概要であります。